

J R 東海労幹関西地「申」第3号
2024年8月28日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 坂上 啓 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「一方的な組合掲示板撤去通告」に関する申し入れ

8月19日、東海労組合員に対して大阪第一運輸所の児玉副所長と辻井総務科長が、「10月1日以降、組合員が一人になるため、9月30日24時までに掲示板の掲示物を全て撤去して下さい」と通告があった。後日、当該組合員が21日、再度辻井総務科長に確認すると、掲示板の撤去を明らかにした。

組合掲示板・組合掲示物は、組合活動に不可欠で、情報宣伝活動の重要な手段である。今回の一方的通告は、施設管理権の濫用であり、労働協約にもない不法行為及び不当労働行為である。

よって以下のように申し入れるので、早急に団体交渉の場を設定し、開催すること。

記

1. 会社は、どこに組合員が一人になったら掲示板を撤去できるという根拠があるのか明らかにすること。
2. 会社は、労働協約のどこに、組合員が一人になったら掲示板を撤去できると謳われているのか明らかにすること。
3. 大阪第一運輸所のJR東海労組合員が一人であるという根拠を明らかにすること。
4. 組合掲示板・組合掲示物は、組合活動に不可欠で、情報宣伝活動に重要な手段である。会社の一方的な通告で組合掲示板を撤去することは、施設管理権の濫用で、不法行為及び、不当労働行為である。会社の見解を明らかにすること。

以上